

荘銀カードローンカード規定（約定返済型カードローンカード規定）

1.（カードの利用）

カードローン契約に基づき開設したカードローン口座（以下「当座貸越」といいます。）について発行したカードローンカード（以下「カード」といいます。）は、当該口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「払出提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して当座貸越からの借入を受ける場合。
- ② 当行および当行がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預入機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当座貸越への返済をする場合。
- ③ 当行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して当座貸越から振替えにより借入れし、振込の依頼をする場合。
- ④ その他当行所定の取引をする場合。

2.（支払機による当座貸越からの借入）

- (1) 支払機を使用して当座貸越からの借入を受ける場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による当座貸越からの借入は、支払機の機種により当行または払出提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入は、当行または払出提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの借入は当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して当座貸越からの借入を受ける場合には、借入金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額の合計額が当座貸越から借入を受けることのできる範囲内の金額を超えるときは、その借入はできません。

3.（預金機による当座貸越への返済）

- (1) 預金機を使用して当座貸越への返済をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による当座貸越への返済は、預金機の機種により当行または預入提携先所定の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの返済は、当行または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を当座貸越から振替えにより借入し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における借入については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を使用して当座貸越からの借入を受ける場合、預金機または振込を利用して当座貸越への返済を行う場合には、当行および払出提携先・預入提携先所定の支払機・振込機・預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、当座貸越からの借入時・返済時に、通帳および払戻請求書なしで、借入・返済した当該口座から自動的に引落します。なお、払出提携先・預入提携先の自動機利用手数料は、当行から払出提携先・預入提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、当座貸越からの借入時に通帳および払戻請求書なしで、その借入をした当該口座から自動的に引落します。

6. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越から借入を受けることができます。なお、払出提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電・故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより当座貸越への返済をすることができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前1項による借入をする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、前項による返済をする場合には、当行所定の入金票に氏名、金額を記入のうえ、現金およびカードとともに提出ください。
- (4) 停電・故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前1項、前3項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越からの借入の停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに預金者から書面に

よって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

8. (暗証照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないよう管理してください。
- (2) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認して当座貸越からの借入をしたうへは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および払出提携先は責任を負いません。ただし、この借入が偽造カード等によるものであり、カードおよび暗証の管理について本人の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、払出提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

11. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 当該口座・預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において

当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第 12 条に定める規定に違反した場合。

②当該口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合。

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

13. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、該当するカードローン規定および振込規定により取扱います。

以 上